

発議案第 4 号

山崎智樹議員に対する議員辞職勧告決議について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者	盛岡市議会議員	田	山	俊	悦
賛成者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
〃	〃	鈴	木		努
〃	〃	伊	勢	志	穂
〃	〃	太	田	隆	司
〃	〃	佐	藤	尚	弘
〃	〃	縄	手	豊	子

盛岡市議会議長 櫻 裕 子 様

山崎智樹議員に対する議員辞職勧告決議

山崎智樹議員は、令和５年度の政務活動費収支報告書に係る広報費に関し、詐欺等の疑いにより警察の捜査を受け、事件として検察に送致された。また、本市が被害届を提出し、議員が捜査の対象となったことは、本市議会にとって極めて異例の事態である。

この事件について、本市議会は、山崎智樹議員が市民及び議会に対して説明する機会として、令和８年８月２４日、全員協議会を開催した。山崎智樹議員は、収支報告書に実際の支出とは異なる内容を記載して市に提出した事実を認め、政務活動費の返還を免れる事態を生じさせたとして陳謝したが、経緯や事実関係についての具体的な説明はなされず、議員としての進退についても、辞職しない意向を明確に表明した。

事件は現在捜査中であるが、市民の負託を受けた公職としての説明責任は自ら果たすべきものである。また、盛岡市議会基本条例第３条第３号「自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。」という活動原則に反している。

こうした一連の行為は、議会の名誉と品位に重大な影響を及ぼし、市民の信頼を著しく損なうという事態を招いている。山崎智樹議員の政治的責任は極めて重いものであり、本市議会はこの事態を看過することができない。

議員の進退は、本来、本人が自ら判断すべきものであるが、盛岡市議会は、山崎智樹議員に対し、市民に対する説明責任を果たすとともに、速やかに議員の職を辞するよう強く勧告する。

以上、決議する。

令和８年９月８日

盛岡市議会